

規 則

埼玉県自然学習センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事 大 野 元 裕

埼玉県規則第四十八号

埼玉県自然学習センター管理規則の一部を改正する規則

埼玉県自然学習センター管理規則（平成四年埼玉県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

様式第一号（一）及び様式第一号（二）中「あつ生」を「苑生」に改める。

様式第三号から様式第五号までの規定中「あつ生」を「苑生」に改め、「㊤」を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の埼玉県自然学習センター管理規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。